

# 令和3年度 就学援助費受給申請書

令和 年 月 日

郡山市教育委員会

このことについて、令和3年度就学援助費の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

就学援助費が認定された場合は、下記振込口座に振込んでください。なお、就学援助費のうち学校に納付すべき費用に未納がある場合は、支給方法を学校長口座への振込に変更することを同意し、就学援助費の請求、受領、支払及び返還についての一切の権限を学校長に委任します。

偽りその他不正の手段により就学援助費の支給を受けた時は、認定を取り消されても異議はありません。

注) 申請書提出後または認定後に、家族構成や住所に変更があった場合、児童扶養手当が廃止された場合は、学校へ届け出を行ってください。再審査の必要や廃止となる場合があります。

### 《申請者欄》

申 保 請 護 者 者	住 所	郡山市朝日一丁目23-7 アパートA号		連絡先	090 - #### - ####	
	フリガナ	アサカ ハナコ		母	生年月日	S58.9.1
	氏名(署名)	安積 花子 <small>署名または記名押印</small>				
	職業(勤務先)	〇〇マート		住居状況 (該当に〇)	1 自 家	② 借 家 (月額 45,000円)
個人番号	△△△△-△△△△-△△△△					

### 《世帯状況欄》

住民票の世帯が別であっても生計が同一の場合は、全員について記入してください。別居している方で生計が同一の場合は記入してください。また、児童扶養手当を受給していない世帯では未就学児及び学以外の方の個人番号を記入し、裏面の同意書に署名または記名押印してください。

氏 名	(申請者からみた)続柄	生年月日	年齢	職業又は学校名・学年	個人番号	健康状況	援助希望対象者(〇)
安積 花子	本人	S58.9.1	37	〇〇マート	△△△△-△△△△-△△△△	良好	
安積 太郎	子	H26.8.7	6	〇〇小学校1年		良好	○
安積 その	母	S29.9.9	66	無職	□□□□-□□□□-□□□□	通院中	
	申請者から見た続柄						

《別居者》(別居者の住所: )

### 《該当事由(該当する項目にすべて〇印をつけてください。)》

- 1 児童扶養手当を受給している。
- 2 個人事業税が減免されている。
- 3 市民税が非課税又は減免されている。
- 4 固定資産税が減免されている。
- 5 国民年金の掛金が減免されている。
- 6 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けている。
- 7 生活福祉資金による貸付けを受けている。
- ⑧ 1~7以外の理由により、子供を就学させることが困難である。

### 《家庭の状況(困窮に至った理由等を詳しく記入してください。)》

※必ず記入のこと。

離婚し、私一人の収入で子ども3人を養わなければならないため、ボーナスも養育費もないため、生活するので精一杯です。家賃が高いので公営住宅を申請していますが、なかなか入居できません。特に資格等もなく、別の仕事を探すことも難しいです。母も年金収入しかなく、月1回高血圧で通院しており、医療費もかかり経済的に大変です。

### 《振込口座》 申請者(保護者)本人名義の口座を記入し口座名義・口座番号がわかるものの写しを添付してください

金融機関名【ゆうちょ銀行を指定する場合は必ず振込専用口座を記入】	預金種別	口座番号
〇〇〇 <b>銀行</b> 信用金庫 信用組合・農協	本店 <b>普通</b> 支店 当座	0 1 1 1 1 1 1
口座名義人(カタカナ)	※姓と名の間は1マスあけてください	
アサカ ハナコ		

口座番号・名義人等に間違いがありますと振込み時期が遅れますので、正しく記入してください。

# 同意書

就学援助受給資格確認のため、郡山市教育委員会が、申請者及び  
就学援助希望対象者と生計を同一とする者に係る地方税関係情報の  
閲覧を行うことに同意いたします。

年 月 日

住所 郡山市朝日一丁目23-7

氏名 安積 花子

申請者との続柄

世帯員氏名 安積 その ( 母 )

世帯員氏名 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ )

学生、未就学のお子様の  
記載は不要です

世帯員氏名 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ )

世帯員氏名 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ )

世帯員氏名 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ )

世帯員氏名 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ )

世帯員氏名 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ )

※ 上記氏名・世帯員氏名欄に署名または記名押印してください。  
署名する場合は、同意する本人・世帯員がそれぞれに自分で記入してください。  
押印する場合は、本人・世帯員それぞれ個人の印鑑で押印してください。